

ちば男女共同参画基本計画
第4次ハーモニープラン
概要版

平成28年度～33年度

千葉市

第4次ハーモニープランの骨子

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

社会情勢が大きく変化中、持続的な成長を実現し、活力を維持していくためには、性別にかかわらず多様な人材の活躍が必要になっていることから、「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」の基本理念に基づき、男女共同参画施策のより一層の推進を図るため策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

- ①「ちば女性計画・ハーモニープラン」「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」「新ハーモニープラン（平成17～27年度）」に次ぐ第4次計画です。
- ②「ハーモニー条例」「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に規定する基本計画です。
- ③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する市町村基本計画は、本計画の一部として、「千葉市DV防止・被害者支援基本計画（第2次）」を策定することとします。

(3) 計画の期間

平成28～33年度の6年間とします。

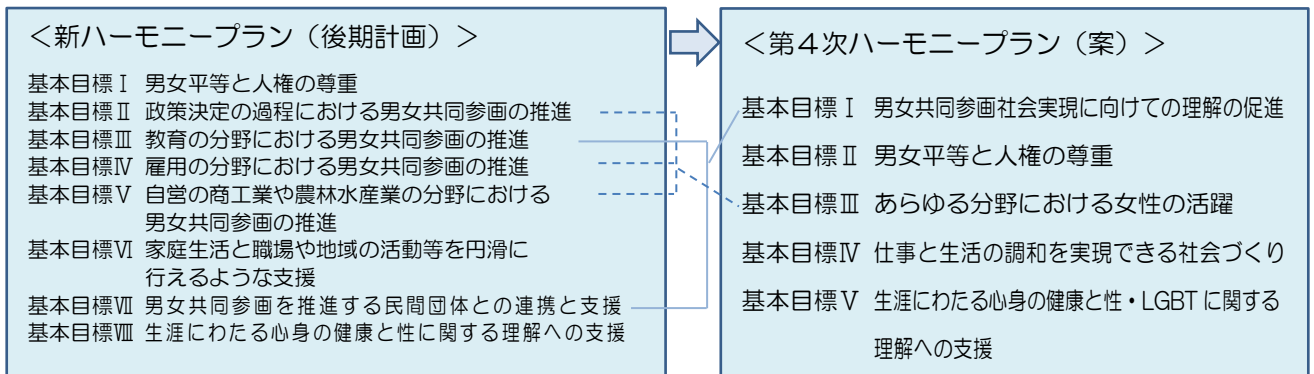
2 計画策定の要点

- (1) 背景 現行計画の評価及び国の動向や市民意識調査等の結果を踏まえ、計画を策定します。

<Ⅰ 現行計画の評価>	<Ⅱ 国の動向>	<Ⅲ 市民意識調査(平成25年度)>
<30指標のうち> ○達成・改善：18項目 「女性職員の管理職への登用」等 ○変化なし・後退等：12項目 「男女共同参画センター利用者数」等	①第4次男女共同参画基本計画 (H27.12閣議決定予定) ②女性活躍推進法 (H27.8制定)	①固定的性別役割分担意識が依然残る。 男性、高齢層にその傾向が強い ②男女の地位が平等であるかについて、学校教育の場を除き、男性が優遇されているとする回答が多い

(2) 計画のポイント

- ①より分かりやすく、効果的な施策展開を図るため、基本目標を5項目に整理・統合します。



- ②女性、多様性を持った人材の活躍推進への対応を強化します。
③「LGBT（性的少数者）への理解促進と支援」「男女共同参画の視点に立った防災体制の確立」など、重要性が増す課題への対応を図ります。

3 重点的に実施する施策（重点施策）

（1）固定的性別役割分担意識の解消

固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深めるための広報・啓発活動を拠点施設である男女共同参画センターを中心として積極的に展開します。

（2）配偶者等からの暴力などの人権侵害の防止

DVの根絶に向けて、意識啓発に力を入れるとともに、被害者の相談・保護・支援を行う体制を構築するため、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）」を策定し、施策を推進します。

（3）政策・方針決定の場への女性の参画拡大

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。特に市女性職員の管理職への登用や附属機関への女性委員の登用促進を図るとともに、事業者における女性の活躍を促進します。

（4）ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事、家庭生活、地域生活などの調和がとれた、希望する生き方を選択できるようにするため、男性中心型労働慣行の変革や職場環境づくりを促すとともに、男女がともに働きやすい環境の整備を行います。

（5）LGBTへの理解促進と支援

LGBT（性的少数者）に関する正しい情報により、人権への理解を深めていくための啓発を進めるなど、当事者が偏見や差別を受けることなく、自分らしく生活できるよう支援を行います。

第4次ハーモニープランの目指すべき社会

1 目指すべき社会

すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指します。

（千葉県男女共同参画ハーモニー条例前文より）

2 理念

ハーモニー条例に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

1 男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

2 男女の自立と多様な生き方の選択

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

3 市、市民、事業者の協働

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

4 意思決定の場への平等な参画

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

5 家庭生活と社会生活の円滑な運営

家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たせること

6 生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること

7 国際的協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

第4次ハーモニープランの体系図

基本目標

施策の方向性

基本的施策

I
男女共同参画
社会実現に
向けての
理解の促進

- 1 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進
- 重点** 2 家庭や地域における学習機会の充実
- 3 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

- ①男女平等教育の推進 ②個性や能力を尊重した教育環境づくり ③子どもの教育に対する家庭や地域の積極的参画
- ①市民の男女共同参画意識の醸成 ②男女共同参画に関する拠点施設の充実 ③男女共同参画に関する学習機会の提供
- ①男女共同参画を推進する民間団体等への支援 ②男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

II
男女平等と
人権の尊重

- 重点** 1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応
(千葉市DV防止・被害者支援基本計画(第2次))
- 2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応
- 3 国際的な視点に立った相互理解と連携の推進

- ①暴力を許さない地域づくりの推進 ②相談体制等の充実 ③被害者の安全確保の徹底 ④被害者の自立と生活再建の支援 ⑤連携推進体制の整備
- ①セクシュアル・ハラスメントの防止と被害への対応 ②性犯罪等に対する安全対策 ③男女平等や人権侵害に関する幅広い相談事業の充実
- ①多文化共生の推進 ②国籍にかかわらず市民が安心して暮らせる環境づくり

III
あらゆる分野
における
女性の活躍

- 重点** 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 活躍** 2 雇用の分野における男女共同参画の推進
- 活躍** 3 自営の商工業や農林水産業の分野等における男女共同参画の推進

- ①市の政策・方針決定過程における女性の参画の拡大 ②事業所における女性の活躍推進
- ①職場における男女の機会均等 ②女性の再就職等の支援 ③ダイバーシティの推進
- ①女性の起業に対する支援 ②自営の商工業や農林水産業に従事する男女の協働の確立 ③その他の分野における女性の参画

IV
仕事と生活の
調和を
実現できる
社会づくり

- 重点** 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 2 男女がともに担う家庭生活づくり
- 3 男女がともに担う地域社会づくり
- 4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
- 5 ひとり親家庭等への支援

- ①長時間労働の削減などの働き方改革と職場づくり ②家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援
- ①男性の家事・育児・介護への参画促進 ②子育てに関する相談・支援
- ①地域の各種団体への女性の参画促進 ②地域住民の交流促進 ③地域活動への市民参画の推進
- ①男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発
- ①ひとり親家庭の自立支援 ②貧困など困難を抱える人への支援 ③子ども・若者の自立支援

V
生涯にわたる
心身の健康と
性・LGBT
に関する
理解への支援

- 1 性や健康への理解の促進と健康づくり
- 重点** 2 LGBT(性的少数者)への理解促進と支援
- 3 妊娠・出産期の父母への支援
- 4 生涯にわたる健康を支援する医療の充実
- 5 高齢者や障害者の自立支援と社会参加

- ①性や健康に関する知識の普及啓発 ②性や健康に関する相談の充実 ③日々の健康づくりの支援
- ①LGBT(性的少数者)への理解促進と支援
- ①安心・安全な妊娠や出産の支援 ②不妊治療に対する支援 ③乳幼児の親への支援 ④リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発
- ①性差を考慮した医療の推進
- ①介護や疾病の予防 ②高齢者や障害者等が暮らしやすい環境整備 ③高齢者や障害者の日常生活の支援 ④高齢者や障害者への虐待の防止と被害への対応 ⑤障害者の相談・支援 ⑥障害者の自立と社会参加の支援

重点 重点的に実施する施策
活躍 女性活躍推進関係

第4次ハーモニープランの各基本目標の概要

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進

固定的役割分担意識は、男女共同参画社会形成を阻害する一つの要因となっています。

こうした意識に捉われず、個人が主体的で多様な生き方を選択できるようにするためには、学校や家庭、地域における教育や学習の果たす役割は極めて大きいといえます。

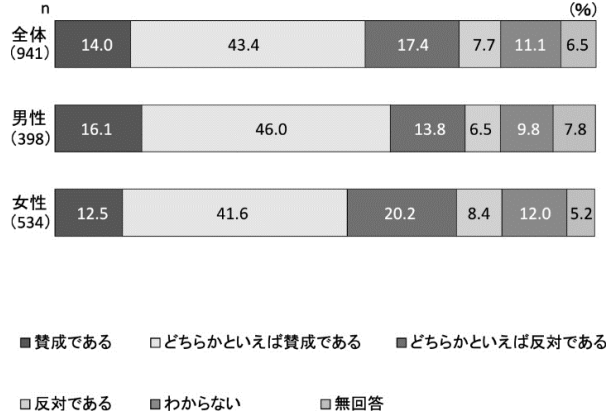
そのため、一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育を推進するほか、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深めるための広報・啓発活動を男女共同参画センターを中心として積極的に展開します。

また、男女共同参画を推進する民間団体に対し、人材育成や活動に対する支援及び連携を行うことにより、民間団体の活動の裾野を広げ、市民の主体的な取り組みを促進します。

施策の方向

- 1 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進
- 2 家庭や地域における学習機会の充実
- 3 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方（性別）（千葉市）



資料/千葉市男女共同参画センター

「男女共同参画に関する意識調査」(平成25年)

基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重

男女は平等であり、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。しかし、今なお、性別による差別的な取扱いや人権侵害が起きています。

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。しかも、加害者が身近な存在であるため、被害が潜在化しやすく深刻な状況となっています。

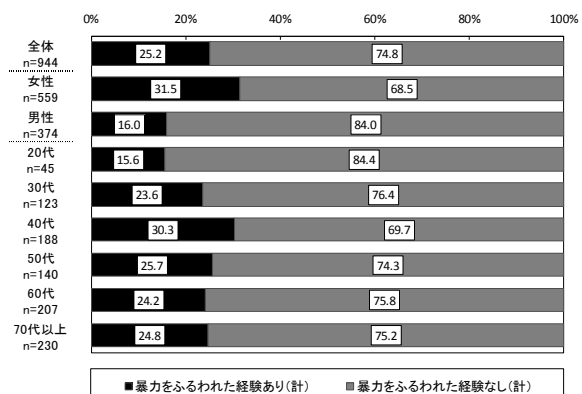
そのため、暴力を防止するための取組や、被害への対応の充実を図ります。

また、国籍にかかわらず誰もが安心して暮らせるよう、多文化共生を推進するとともに、情報提供や相談体制を充実させます。

施策の方向

- 1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応
- 2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応
- 3 国際的な視点に立った相互理解と連携の推進

暴力をふるわれた経験の有無（性別、年代別）（千葉市）



資料/千葉市男女共同参画センター「配偶者等における暴力に関する調査」(平成26年)より作成

基本目標Ⅲ

あらゆる分野における女性の活躍

一人ひとりが自分らしく輝く社会は、女性のみならず、男性にとっても、生きやすい社会といえます。とりわけ、政策・方針決定過程への女性の登用は、女性の意見を社会に反映し、女性が自分らしく活躍できる場を広げていくことに繋がることから、市役所や事業所における女性の積極的な登用や人材の育成を促進することが重要です。

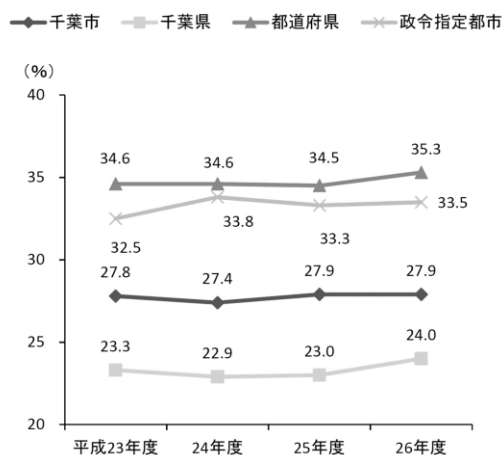
また、労働の場においては、男女間の賃金格差の解消など雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠です。

さらに、自営の商工業や農林水産業などの分野では、経営者や家族従業者の立場にある男女の共同参画意識の醸成を促進し、労働環境の適正化や、経営方針の決定過程への男女の参画を支援します。

施策の方向

- 1 政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進
- 2 雇用の分野における男女共同参画の推進
- 3 自営の商工業や農林水産業の分野等における男女共同参画

審議会委員総数に占める女性比率の比較



資料/内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成

基本目標Ⅳ

仕事と生活の調和を実現できる社会づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、長時間労働など従来の働き方を見直し、市民一人ひとりが仕事、家庭生活、地域活動など、多様な選択のもとに、バランスのとれた生き方ができる社会づくりが課題となっています。

このため、個人の意識変革を促すだけでなく、事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むよう積極的な働きかけを行います。家庭や地域においては、従来の固定的性別役割分担意識に基づいた女性と男性の在り方を見直す取組みを推進します。

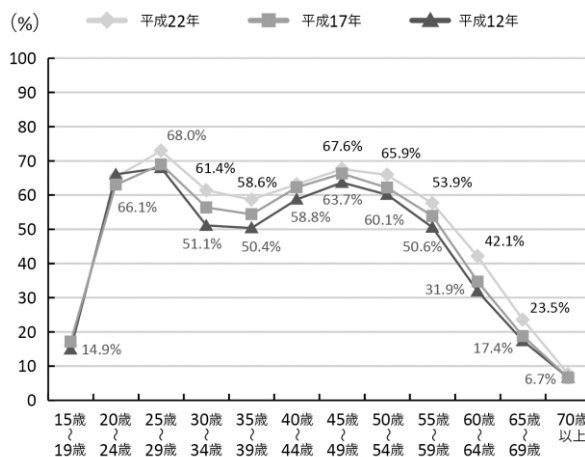
また、東日本大震災において発生した問題への反省から、男女共同参画の視点を取り入れた対応を図ります。

さらに、母子家庭などのひとり親家庭の増加に伴う女性や子どもの貧困が深刻化していることから、生活困難な状況にある家庭が経済的に自立し、安心して暮らすことのできる環境づくりを目指します。

施策の方向

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 2 男女がともに担う家庭生活づくり
- 3 男女がともに担う地域生活づくり
- 4 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備
- 5 ひとり親家庭への支援

女性の年齢階級別労働力率の推移（千葉市）



資料/総務省「国勢調査」より作成

基本目標Ⅴ

生涯にわたる心身の健康と性・LGBTに関する理解への支援

心身の健康や性に関する教育や相談、情報提供などを充実させることで、男女の互いの性や健康についての理解の促進と日々の健康づくりを支援するほか、LGBT（性的少数者）への理解促進と支援に努めます。

また、女性には妊娠や出産の可能性があることから、男性とは異なる健康上の配慮が求められます。そのため、安心して出産できる環境の整備や、性差に配慮した医療を推進していきます。

さらに、高齢者や障害者など、困難を抱える方の自立と社会参加を支援していきます。

施策の方向

- 1 性や健康への理解の促進と健康づくり
- 2 LGBT（性的少数者）への理解促進と支援
- 3 妊娠・出産期の父母への支援
- 4 生涯にわたる健康を支援する医療の充実
- 5 高齢者や障害者の自立支援と社会参加

LGBT（性的少数者）とは

本計画において、LGBTとは、性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々のことを指します。

※LGBT：レスビアン（Lesbian）＝女性同性愛者、

ゲイ（Gay）＝男性同性愛者、

バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、

トランスジェンダー（Transgender）＝性同一性障害など、
の頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつ。

男女共同参画社会形成のための活動拠点

<男女共同参画センター>

千葉市では、男女共同参画社会形成のための拠点施設として、平成11年に女性センターを開設しました。女性センターは男女平等をめざす市民の方の様々な活動や学習を支援するために5つの機能を有しています。

なお、平成23年4月から「男女共同参画センター」に名称を変更し、さらなる施策の充実及び利用促進を図っています。

《 5つの機能 》

- 1 調査機能 男女共同参画を進めるための調査や研究
- 2 情報機能 男女共同参画社会の形成推進のための様々な情報の収集提供
- 3 相談機能 専門員による各種相談
- 4 研修機能 男女共同参画への認識と理解を深めるための各種講座・イベントの実施
- 5 交流機能 団体などの交流・ネットワークの支援等の事業の実施

第4次ハーモニープランの指標一覧

基本目標	指標項目	現状値	最終目標 年度目標値
Ⅰ 男女共同参画 社会実現に 向けての 理解の促進	「男女共同参画社会」という言葉の認知度〔新規〕	平成25年度	平成33年度
		51.2%	70.0%
	「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合	平成25年度	平成33年度
		25.1%	持たない人の割合 が持つ人の割合を 上回る
	男女共同参画センターの利用者数	平成26年度	平成33年度
68,857人	増加（前年度比）		
男女共同参画センターにおける講座受講者の満足度〔新規〕	平成27年度	平成33年度	
	●●%	70.0%	
Ⅱ 男女平等と 人権の尊重	配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	平成26年度	平成33年度
		38.5%	70.0%
	「デートDV」という言葉を知っている高校生の割合〔新規〕	平成26年度	平成33年度
59.1%	80.0%		
Ⅲ あらゆる分野 における 女性の活躍	附属機関の女性委員の割合	平成27年4月	平成33年度
	27.3%	38.0%	
	市職員の管理職に占める女性割合	平成27年4月	平成32年度 (平成37年度)
	17.1%	20% (30.0%)	
	民間企業の管理職に占める女性割合〔新規〕	平成28年度	平成33年度
	—	平成28年度以降に 設定する	
職場において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	平成25年度	平成33年度	
17.7%	50.0%		
家族経営協定延べ締結農家数	平成26年度	平成33年度	
22件	36件		
Ⅳ 仕事と生活の 調和を 実現できる 社会づくり	育児期にある女性（35-39歳）の労働力率	平成27年度	平成32年度
	—	国の値を上回る	
	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度〔新規〕	平成25年度	平成33年度
	36.1%	70.0%	
	市男性職員の育児休業取得率	平成26年度	平成31年度
	3.1%	13.0%	
	民間企業における男性の育児休業取得率〔新規〕	平成28年度	平成33年度
	—	平成28年度以降に 設定する	
	男女共同参画推進事業者登録制度の延べ登録件数	平成26年度	平成33年度
	75件	160件	
	保育所の待機児童数〔新規〕	平成27年4月	平成33年度
	0人	0人	
	男性が1週間で育児に関わる時間〔新規〕	平成26年度	平成33年度
23.4時間	25.5時間		
町内自治会役員に占める女性割合〔新規〕	平成27年5月	平成33年度	
26.0%	30.0%		
防災ライセンス講座修了者数〔新規〕	平成27年度	平成33年度	
195人	240人/年		
ひとり親家庭の母又は父が就職に役立つ資格取得後等に就職につながった割合〔新規〕	平成26年度	平成33年度	
75.0%	90.0%		
Ⅴ 生涯にわたる 心身の健康と 性・LGBT に関する 理解への支援	LGBT（性的少数者）に関して社会的な意識が高まっていると思う人の割合〔新規〕	平成27年度	平成33年度
	●●%	●●%	
	学校や職場内の人、LGBT（性的少数者）だった場合、これまでと変わりなく接することができると思う人の割合〔新規〕	平成27年度	平成33年度
●●%	●●%		
高齢者が生きがいを持ちいきいきと暮らしていると思う人の割合〔新規〕	平成26年度	平成33年度	
26.5%	50.0%		

千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

(電話)043-245-5060

<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/>